

タイにおける税務の基礎知識 第11回

日本人が海外に駐在する場合における待遇については、各企業様々な考え方、方法論をお持ちのことと思います。今回並びに次回2回にわたり、これから社員を海外に駐在される予定の企業において、どのようなことを考えて処遇を決める必要があるのかについて、日本における課税関係も含めて解説をしたいと思います。

項 目	タ イ	日 本
<p>いつからタイの所得税を負担するのか？</p> <p><主な課題> 居住者/非居住者の区分 183日ルールの適用と所得源泉</p>	<p>タイにおいても日本においても、まず個人の居住形態の判定を行い、どこまでの期間の所得について日本で課税され、どこからがタイにおいて課税されるのかを判断することとなる。(居住期間と所得源泉)</p> <p>一般的に海外に駐在する場合には、日本の住所地の役所に海外転出届を提出することとなるが、この提出した日までは日本において住所を有していた期間とされ、提出の日の翌日からタイの居住者に該当することとなる。税法用語では、これを「出国」と呼んでいる。よって出国の日を境にして、主たる課税権がタイに移ることとなる。ただし、日本法人の役員の場合には、日本においても課税権が残るため注意が必要となる。また「出国」の日よりも前に、すでにタイへのビジネス渡航があるような場合においては、183日ルールによる非居住者免税とされているが、赴任後、その年全体で見た場合でも、183日ルールに基づいた短期滞在者免税を適用できるのかどうか検証が必要となる。</p>	
<p>検討すべき事項</p> <p><給与、経済的利益の内容、支払地> 海外勤務に伴い、日本・タイそれぞれの国における給与の支給額の決定、その他経済的利益の提供等、日本、タイそれぞれにおいて右のような項目を検討することとなる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地駐在のための住居の提供等 2. いわゆるCOLA(Cost of living allowance) 3. メイドフィー 4. 教育費補助 5. ドライバーフィーの負担 6. 現地通貨での支給金額の決定 7. タイでの納税負担の有無 8. その他 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 赴任前の語学研修費用 2. 社会保険の継続加入 3. 留守宅の管理(単身赴任の場合) 4. 赴任に係る引っ越し費用の負担 5. 業務目的以外での帰国費用補助(Home Leave) 6. 留守宅家族が赴任先に行くための費用(逆Home Leave) 7. 配偶者語学学校費用補助 8. その他
<p>課税方法</p> <p>源泉徴収／確定申告 円払い給与のパーツ換算</p>	<p>タイの税法では日本の所得税法のように、一定の費用について会社が提供した場合であっても課税されない、という規定はなく、原則として、すべての経済的利益が課税の対象となり、源泉徴収、確定申告の必要がある。</p> <p>タイで所得税が源泉徴収されるのは、タイ国内での支給に係る給与等であることから、それ以外に日本で支払われる給与、その他の経済的利益等については、自ら確定申告を行う必要がある。</p> <p>その場合には、日本で払われる円建て給与等について、原則として、その支給日の為替相場に基づいてパーツに換算することとなる。</p>	<p>タイ駐在日本人が従業員である場合には、当該従業員が日本の非居住者になった日以後に、上記のような各種手当を支払ったとしても、原則として日本での課税は生じない。(非居住者に対するタイ源泉の所得の支払いに該当)</p> <p>ただし出国後に支払うボーナスで、その計算の基礎となる期間に出国までの期間が含まれているような場合には、その計算期間の初日から出国の日までの期間に係る部分については、所得税を源泉徴収する必要がある(非居住者に対する日本国内源泉所得の支払いに該当)。この場合には20%の税率により、源泉徴収を行うこととなる。</p>

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。